

ワンヘルスについて

吉村史朗[†]（前農林水産省消費安全局動物衛生課食品安全情報分析官）



1 はじめに

英国エジンバラ大学熱帯獣医学センターのティラー博士等の発表論文（2001年）において、人に病原性を示す1,415もの病原体のうち868（61%）が人獣共通感染性であるとされている。この病原体数は近年でも新興疾病の確認

（表1）等により増加しているものと推測され、新興疾病の中の人獣共通感染症についてWHOは「過去10年間にわたって人が感染した新興疾病の約75%は、動物又は動物産品由来の病原体が原因になっている。」とその重要性に言及している。このような人、動物、環境の複雑な疫学構図で起きる感染症等の発生に、人の衛生、動物の衛生、環境の衛生（保全）に関与する関係者が連携、共同して対応しようというのが「ワンヘルス」であり、日本獣医師会は2010年6月の通常総会でワンヘルスをテーマにした「活動方針」を採択している。

本論に入る前に、次に示すワンヘルスの推進に当たっての基本的考え方を押さえておきたい。

- ①ワンヘルスは、人の衛生、家畜の衛生、環境の衛生（保全）にかかわる関係者が連携共同して「one for all, all for one（一人は万人のために、万人は一人のために）」的な対応をすること
- ②その推進体制は、①の関係者が組織制度上「一つ」に統合するのではなく、学問分野（獣医学、医学、生態学等）、部門（家畜衛生、公衆衛生等）が横断的に連携共同すること
- ③ワンヘルスの対象には、人獣共通感染症のほか、人には感染しないものの食料の不足から栄養不良等の公衆衛生問題の原因となる家畜疾病、耐性菌問題が含まれていること

2 国際的な取り組み

（1）取り組みのさきがけ

2004年9月、野生生物保護学会（Wildlife Conservation Society）とロックフェラー大学は、「One world, One Health : Building Interdisciplinary Bridges to

Health in a Globalized World（世界は一つ、衛生も一つに：グローバル化した世界の衛生のため、分立している領域の間に橋を架け連帯しよう!）」と題する会議を開催した（同保護協会関係者のほか、WHO、FAO、CDC等が出席）。次の、この会議で示された「マンハッタン原則」の前段に、関係者の問題意識をはっきりと読み取ることができる。

○「マンハッタン原則」の前段（仮訳）

最近のウエストナイル熱、エボラ出血熱、SARS、サル痘、牛海綿状脳症、鳥インフルエンザの発生状況を見ると、人と動物の衛生が密接に関連していることを感じさせられる。健康と疾病をより幅広く理解するためには、人の衛生、家畜の衛生、野生動物の衛生を統合的に学ぶことが必要になる（これが「ワンヘルス」である。）。種の喪失、生息場所の環境悪化、汚染、侵襲的な外来種、気象変動等の現象により、陸上の大自然、深海から人口稠密な都会まで、地球上の生命、生活が根本的な変化を遂げつつある。新興疾病、再興疾病の増加が、人のみならず（食料供給及び経済）、我々の世界の生活基盤の下支えとなっている、

表1 新興疾病の確認状況

確認時期	病名	感受性動物	備考
1976年	エボラ出血熱	サル	アフリカ
1982年	プリオンの発見	牛、羊	ブルシナーが発見、海綿状脳症の原因、異常タンパク質因子
1982年	腸管出血性大腸菌O157	牛、豚等	1996年、食中毒で注目
1994年	ヘンドラウイルス感染症	馬	豪州
1997年	高病原性鳥インフルエンザ（HPAI H5N1）	家きん	香港で人、家きんでの発生事例を初めて確認
1998年	ニパウイルス感染症	豚	マレーシア
1999年	ウエストナイル熱	鳥類、馬	北米では初めての確認
2009年	インフルエンザ（H1N1）	豚（限定的）	メキシコ、米国等
2011年	シュマレンベルクウイルス感染症	牛、めん羊、山羊等	異常産等の原因、欧州諸国

[†] 連絡責任者(前所属)：吉村史朗（農林水産省消費安全局動物衛生課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

☎03-3502-8111 FAX 03-3502-3385

E-mail : yosichan@d8.dion.ne.jp

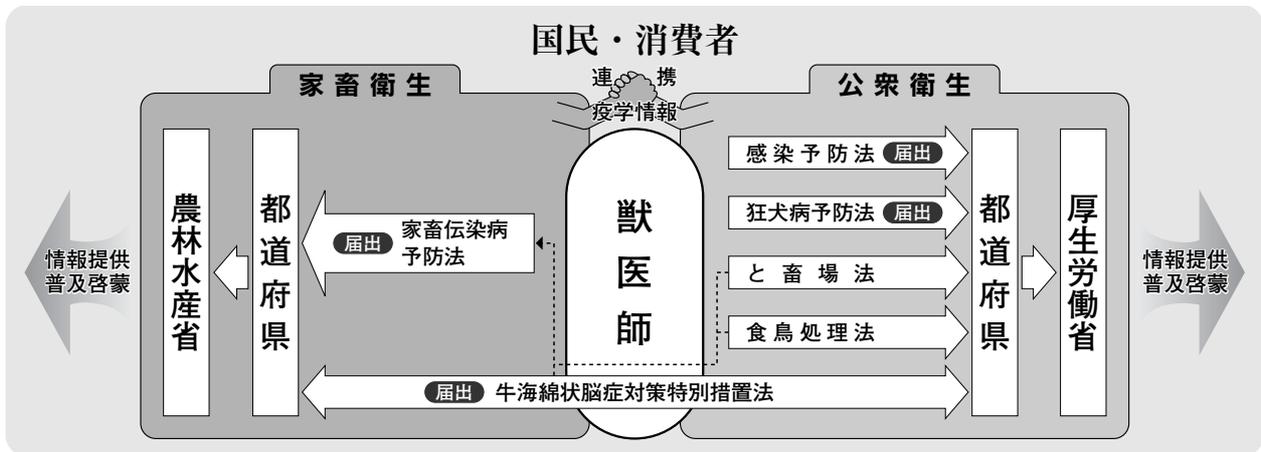


図1 衛生関連法と関係省庁の連携

決定的に必要な生物学的多様性を構成する動植物叢までも脅かしている。人類が環境管理に真剣に取り組むこと、そしてその効果の程と我々の将来の健康がこのように明確な形で関連しあったことなど、これまでありはしなかった。未来の世代のために地球の生物学的健全性を担保しつつ21世紀の疾病との戦いに勝利するためには、疾病の予防、サーベイランス、モニタリング、まん延防止、被害軽減のみならず、更に広く見れば環境保全に対して関連分野にまたがる分野横断的なアプローチが必要である。

(2) 国際機関等による枠組構築

衛生に関与する国際機関にはOIE（国際獣疫事務局）、FAO（国際連合食糧農業機関（担当部局は農業・消費者保護部畜産動物衛生課））、WHO（世界保健機関）の衛生実務機関の外、衛生関連事業の推進・予算提供等を行うWorld Bank（世界銀行）等があり、これら機関はそれぞれの所掌の中で、時には必要に応じて相互連携を図りながら衛生対策を実施してきた。

(1) のワンヘルスの会議の後、国連第60回総会（2005年度）やワンヘルスの中核的推進役となる上記FAO、OIE、WHO、世銀の国際機関が主催する国際会議においてワンヘルス推進の意思統一をした上で、公的な国際的取組として、先ず2006年1月、北京において「鳥及び新型インフルエンザに関する国際プレッジング（予算等拠出表明）会合」が開催され、その後、バマコ、ニューデリー、シャルムエルシェイク、ハノイにおける同様の閣僚会合を含む国際会合等（OIE、FAO、WHOによる関連会議等を含む）を通じて、ワンヘルスの仕組みの構築と現場での実行が進められてきている。閣僚会合では直近のものとなるハノイ会合（2010年4月）では、国際機関等々の共同により対策の進展は図られつつあると評価しつつも、家きん群ではいまだウイルスが循環し続け、人の感染・死亡事例が出ていることに鑑み、

次のこと等について更なる対応を勧告している。

- ① これら国際機関等々の連携協力の強化継続
- ② 新興感染症への監視の維持強化と関連情報の共有
- ③ これまでの感染症対応からの教訓の学習
- ④ 現体制の弱点の強化
- ⑤ 早期発見、態勢整備
- ⑥ 官民関連部署における対応計画の策定
- ⑦ 情報伝達の強化
- ⑧ 診断法、ワクチンを含むサーベイランス、予防、処置の改善につながる技術革新、等

このような取り組みの中でOIEは、①加盟国政府獣医当局の対応能力評価・体制（態勢を含む）強化支援、②診断能力強化・診断機関のネットワーク構築、③越境性動物疾病防除のための国際的枠組（GFTADsと略称、FAOやWHOと連携）、④OFFLU（動物のインフルエンザに特化して対応するOIE・FAO動物インフルエンザネットワーク）等の事業を推進している外、獣医師として既存の課題とともに新たな疫学事情に対応したワンヘルスを含む社会的要請に的確に対応するためなお一層の獣医学教育の充実をねらう「獣医学教育に関する国際会議」（2009年・パリ、2011年・リヨン）を開催している。

(3) 各国等の実務レベルにおける対応

このような国際的枠組構築に並行して、HPAI等が発生し、人の感染・死亡も起きた東南アジア等の地域では、そもそも家畜衛生体制、公衆衛生体制が必ずしも充実していなかったことから、初発当時から双方の体制整備、これに対する我が国や欧米諸国でのこ入れがあり、実質的なワンヘルスの構築が進められてきている。また、このようなかこ入れを行っているEUにおいて、最近ではECDC（CDCのEU版）が、ドイツ、オランダ等で問題になった牛、めん羊等の異常産等の原因とされるシマレンベルクウイルス感染症について家畜衛生サイドと同時に並行的にリスク分析し、「このウイルスに近縁なオルトブンヤウイルスは人の疾病の原因になったこ

とはないことから、今回もその可能性はないものと考えられるが、現段階では即断はできず、動物と人の疫学所見にいかなる変化があった場合でも早期発見ができるよう、家畜衛生関係者と公衆衛生関係者の密接な協力が必要である。」と公表し、また英国ではHAIRS（人・動物の感染症とリスクサーベイランス）グループと略称されるフォーラム（家畜衛生、公衆衛生関係者が構成）が2004年に設置され、感染症の異種間伝播の可能性について月例検討会を行う等、自らもワンヘルスの構築・強化に努めている。

3 我が国行政のワンヘルスの取り組み

(1) 法的仕組みと対応行政組織

ワンヘルス関連法規として、家畜衛生分野では「家畜伝染病予防法」が、公衆衛生分野では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「狂犬病予防法」、「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が、また両分野にまたがるものとして「牛海綿状脳症対策特別措置法」が、食品の安全性を確保するため食品健康影響評価により関連施策を推進する等を規定する「食品安全基本法」が施行されている。これら関連法規の所管組織は、それぞれ順に農林水産省（消費安全局動物衛生課、畜水産安全管理課）、厚生労働省（健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課）、内閣府食品安全委員会である（図1）。

上記と接点をもつ野生動物の感染症に関しては、環境省（自然環境局野生生物課）が所管組織として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」第3条に基づく基本指針（その中の「第十 感染症への対応」）により、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）のサーベイランス等を実施している。

また、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関である内閣官房は、2010年の口蹄疫発生の際には広範な地域に拡大するおそれがある状況を踏まえ内閣総理大臣を本部長とする口蹄疫対策本部を設置、対策の総合的推進に努める等、安全管理等を所掌する省庁等を網羅する形で安全保障、危機管理の企画立案・総合調整を担っており、今通常国会（2012年1月から6月）に「新型インフルエンザ及び全国のかつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ための「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」を提出している。

なお、このような組織体制に加えて、現場において迅速かつ的確な防疫推進のためには発生動向に見合った技術的裏付けのある機動力が必要であることから、農林水産省は、HPAI等が発生した場合、動物検疫所、(株)家畜改良センター等の職員を防疫支援等のため発生都道府県

に派遣してきている。また、発生が大規模化等し通常の態勢では迅速な防疫措置の推進が困難であると判断される場合、都道府県知事等は自衛隊法第83条に基づき災害派遣を要請することができることとされ、自衛隊は、要請案件が「非代替性」、「緊急性」、「公共性」を満たす場合に派遣することとし、これまで口蹄疫やHPAIのまん延防止対策に部隊を派遣してきている（自衛隊には、このような災害派遣対応をする、全国に展開する連隊のほか、生物兵器等への対応を専門的に行う防衛大臣直轄の機動運用専門部隊がある。）。

(2) 特定疾病の対策の中のワンヘルス

ア 安全な畜産物生産のための取り組み

畜産現場の家畜衛生の根拠法である家畜伝染病予防法は、その目的が「家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること」とされているが、これは何も「畜産振興が絶対的存在である。」ということではない。つまり、例えば百貨店はいろいろの品揃えの品物を雑然と並べるのではなく、お客様の利便と適切な管理のため品物の用途等（食品、電化製品、紳士用等）ごとにデパートメント（専門売り場）を設けているように、法律は一つ一つの専門売り場のごとく個々に社会組織における責任の範囲と所在を明確にして規定されているだけのことである（ここにワンヘルスが言う異種分野（関連法規）間の連携・共同の必要性がある。）。

家畜伝染病予防法の対象伝染性疾患には結核病、ブルセラ病等の人獣共通感染症が含まれているが、家畜伝染病予防法に基づく発生予防・まん延防止措置（定期検査を含む。）により、例えば最近、ProMEDで伝えられた米国の未殺菌乳が感染の原因ではないか（後に否定）とされているブルセラ病は戦後最多、1964年の703頭から、1974年以降0ないし数頭で推移している。家畜伝染病予防法に基づく防疫措置は主要な人獣共通感染症の減少に大きな貢献をしている。

畜産現場で飼育された家畜（家きんを含む）は食用に供するためと畜場（食鳥処理場）に搬入され、「国民の健康の保護を図ること」を目的として検査が行われる。国民の健康の保護のための検査の対象疾患は、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律のいずれにおいても、①家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病及び届出伝染病、②①の伝染病以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの、③潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常とされており、家畜飼養の終末地点であり、食用畜産物の流通の起始地点であると畜場（食鳥処理場）において所要の検査（検査結果のフィードバックを含む）を的確に実施することにより、公衆衛生を担保するとともに、家畜衛生の一層の推進を狙うものでまさにワンヘルスの

表2 畜産現場と畜産物流通起始部分（と畜・食鳥）における対応

検査	届出対象疾病	家畜伝染病予防法		公衆衛生関連法
		家畜伝染病	届出伝染病	
家畜伝染病予防法に基づくもの		○	○	×
公衆衛生	と畜場	○	○	厚生労働省令で定めるもの
	食鳥処理場	○	○	厚生労働省令で定めるもの

考え方が織り込まれている（表2）。

イ 狂犬病侵入防止のための取り組み

すべてのほ乳類が感染するとされる狂犬病は、畜産用の家畜では1953年を、犬では1956年を、人では1956年を最後に発生がなく、我が国は狂犬病清浄国として海外からの侵入防止に努めている。

侵入防止のための動物を対象とする検疫の根拠法令には家畜伝染病予防法（農林水産省所管）並びに狂犬病予防法及び感染症予防法（農林水産省・厚生労働省共管）がある。これらのうち家畜伝染病予防法については畜産用の牛、馬、めん羊、山羊、豚を対象として、狂犬病予防法については犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンクを対象として動物検疫所が検疫を行っている。また、感染症予防法についてはイタチアナグマ、コウモリ、タヌキ、ハクビシン等を輸入禁止（ただし、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受ければ可）とするとともに、その他のほ乳類を輸入する場合は検疫所への届出等（輸入する動物の種類、数量、原産国等の事項を届出るとともに、動物ごとに定められた感染症にかかっていない旨等を記載した輸出国政府機関発行の証明書の添付）を義務づけている（表3）。

(3) 新興疾病・再興疾病への対応

家畜伝染病予防法及び感染症予防法において、次のような対応をすることとされている。

ア 家畜伝染病予防法

現在、家畜伝染病（法定伝染病）は28疾病、届出伝染病は71疾病（これら伝染病を「監視伝染病」と総称）である。しかしながら、これまでも牛海綿状脳症、ヘンドラウイルス感染症、ニパウイルス感染症、HPAI等々から最近のシユマレンベルクウイルス感染症まで、新たな感染症が頭をもたげてきており、このような新興疾病への対応の一環として、次のような規定が設けられている。

- ①家畜が既に知られている家畜の伝染性疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾病（「新疾病」、いわゆる新興／再興疾病）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した時は、当該家畜を診

表3 狂犬病侵入防止のための取り組み

家畜伝染病予防法	狂犬病予防法	感染症予防法	
農林水産省（動物検疫所）			
厚生労働省			
輸出入検疫	輸出入検疫	輸入禁止*	輸入届け出
牛 馬 めん羊 山羊 豚	犬 猫 アライグマ キツネ スカンク	イタチアナグマ コウモリ タヌキ ハクビシン プレーリードッグ ヤワゲネズミ サル	その他のほ乳類

*輸入禁止、サルに限り厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けた時は可

断し、又はその死体を検案した獣医師は都道府県知事に届出

- ②家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある時は、政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、1年以内の期間を限り、発生予防、まん延防止等の規定を準用（この1年以内に、要すれば法改正により正式に家畜伝染病に位置づけ）

イ 感染症予防法

「人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」を「新感染症」と位置づけ、医師に新感染症にかかっていると疑われる者を診断した時の届出を義務づけるとともに、届出後の防疫措置等について規定している。

(4) 家畜衛生と公衆衛生・鳥獣保護等との連携

家畜伝染病予防法等において、農林水産省、厚生労働省、環境省が次により連携を取ることが規定されている。

ア 家畜伝染病予防法

(ア) 厚生労働大臣及び環境大臣との関係

「家畜」から「人」に伝染するおそれが高いと認められる家畜の伝染性疾病について、①農林水産大臣は発生予防又はまん延防止の措置を講じる場合に、必要があると認める時に、厚生労働大臣に意見を求めることが、②厚生労働大臣はこの伝染性疾病の発生又はまん延が国民の健康に影響を与えるおそれがあると認める時に、発生予防又はまん延防止の措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べることも、できるとされている。

家畜伝染病が「野生動物」から「家畜」に伝染するおそれが高いと判断される疫学事情において、①農林水産大臣は発生予防又はまん延防止の措置を講じる場合に、必要があると認める時に、環境大臣に意見を求め、又は野生動物の監視その他の必要な措置を講ずることを求めることができるが、②環境大臣は家畜に家畜伝染病の発生又はまん延のおそれがあると認めるときは、発生予防又はまん延防止のための措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べる事ができることとされている。

このような連携を円滑に進めるため、関係大臣は相互に情報等を提供することとされている。

これら規定に基づく対応一事例としては、家畜伝染病予防法において馬の流行性脳炎に、感染症予防法において四類感染症に該当するウエストナイル熱について、この2月末に「平成23年度 ウエストナイル感染症防疫技術検討会」が開催された（オブザーバーとして厚生労働省健康局結核感染症課及び環境省自然環境局野生生物課からも出席）。

（イ）農林水産大臣及び関係行政機関の長の連絡及び協力

発生予防又はまん延防止の措置の的確、円滑な実施のため、農林水産大臣と関係行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないとされており、一昨年からの口蹄疫、HPAI発生時のまん延防止対策では、発生現場において防疫実務、交通規制等の実施に防衛省（自衛隊）、警察庁（都道府県警）、国土交通省（国道事務所）等からの支援を受けている。

イ 鳥獣保護法に基づく基本指針

環境省は、ホームページの「国民の皆様へ」にある「野鳥との接し方について」等により野生動物との接触による鳥インフルエンザの感染と拡散防止のため適切な対応をお願いし、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等により死亡野鳥の通報・発見から病性鑑定・防疫措置等の一連の措置の迅速かつ的確な実施に努めるとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況を調査し、その結果を公表している。これは、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針の「第十 感染症への対応」にある次の規定に基づくものである。

○ 鳥獣保護法第3条に基づく基本指針の「第十 感染症への対応」

このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、国及び都道府県鳥獣行政

部局は、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施するものとする。

ウ 食品安全基本法

食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする法律であり、この目的を達成するために、食品に含まれる可能性のある添加物、農薬等化学物質、微生物・ウイルス、プリオン等生物系物質、遺伝子組換え食品等新食品等について食品安全委員会は施策ごとに食品健康影響評価を実施し、関係行政機関（農林水産省、厚生労働省、環境省（ダイオキシン類関連））はこの評価結果により食品の安全性の確保に関する施策の策定を行うこととされている。

このような評価と被評価の関係に加えて、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるよう関係行政機関の相互の密接な連携が求められているほか、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって国民の意見の反映、策定過程における公正性と透明性の確保のため、情報及び意見の交換を促進することとされている。また、法は国の内外の情報の収集、整理及び活用等を求めており、食品安全委員会は収集した情報（食品安全関係情報、会議資料、評価書、研究情報、調査情報等）を食品安全総合情報システムで公開している。

4 日本獣医師会によるワンヘルスの取り組みと現場におけるワンヘルスのための温故知新

（1）日本獣医師会のワンヘルスの取り組み

ア 日本獣医師会の組織に見えるワンヘルス性

農林水産省のホームページにある「獣医師法第22条の届出状況」を分野別に近い形で整理すると（表4）、少なくとも3,457名（個人診療施設等の産業動物獣医師は含まれない。）が農林畜産分野の業務に、5,028名が公衆衛生分野の業務に従事していることになる。これは、ワンヘルス対応に当たって学問的な「interdisciplinary（各種学問分野の合同）」、社会現場での「cross-sectoral（分野横断的）」が求められる由縁である。一方、これらの獣医師が構成している日本獣医師会は、農林水産分野、公衆衛生分野、バイオメディカル分野、海外関係分野、動物愛護関係分野、野生動物関係分野、小動物臨床分野等で活動する獣医師を網羅し、その構成は分野別のないまじりに「ワンヘルス」の組織となっている。

イ ワンヘルスへの取り組み

日本獣医師会の活動はそもそもこのような組織特性

表4 平成22年獣医師の届出状況（獣医師数）

区 分	人 数	
農林畜産	国家公務員	268
	都道府県職員	3,045
	市町村職員	144
	小 計	3,457
公衆衛生	国家公務員	159
	都道府県職員	3,549
	市町村職員	1,320
	小 計	5,028
教育公務員	都道府県職員	48
	市町村職員	9
	小 計	57
	民間団体職員	診 療
独立行政法人		765
競馬関係団体		332
私立学校職員		535
小 計		3,867
個人診療施設	15,259	
その他	国家公務員	30
	都道府県職員	83
	市町村職員	206
	民間団体職員	2,481
	その他	637
	小 計	3,437
小 計	31,105	
獣医事に従事しないもの	4,274	
計	35,379	

注：平成22年12月31日

を体現するものであるが、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い—95年宣言」では「動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。」、「人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。」等の誓いが定められた。

更に、上記、2004年、野生生物保全協会等による会合、2009年、OIEによる獣医学教育に関する国際会議等の国際情勢を、『地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World - One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことがもとめられている。』と総括した上で、2010年6月、通常総会において、『獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更

表5 結核病の摘発状況

	平成10年	11年	12年	13年
全 国	1	37	2	1
熊本県	0	35	0	0

には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。」との日本獣医師会・獣医師会活動指針を採択している。

このような流れの中でワンヘルスに関しては、狂犬病など人と動物の共通感染症対策、野生動物対策（保全医学の観点で踏まえた野生動物対策の在り方（中間報告）等）、学校動物飼育支援（飼育動物の衛生管理指導、動物由来感染症防止対策等）等が行われており、行政の取り組みがワンヘルスの骨格であるとすれば、日本獣医師会、獣医師の活動はワンヘルスの筋肉、血管に加えて、野外の異常を察知、伝達するセンサーでもある。

(2) 現場におけるワンヘルスのための温故知新

家畜衛生と公衆衛生等との連携の良否が家畜防疫対策の結果を大きく左右した過去の事例を振り返っておきたい。

ア 熊本県の肉用牛の結核病発生事例

結核病については、まん延防止のため、かつて搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛を対象として毎年又は隔年で検査（現在は第5条の「監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等」に移行）が実施されてきた結果、近年、その摘発頭数は数頭規模で推移しているが、平成11年には37頭に急増している。そのうちの35頭は熊本県のもので、これは、食肉衛生検査所において肉用牛1頭が結核病と診断され、同検査所からの届出情報に基づき、疫学関連農場においてまん延防止対策が迅速、かつ的確に実施されたものであり、公衆衛生と家畜衛生の連携の良否が迅速かつ的確な防疫の鍵を握っていることを如実に示している（表5）。

イ マレーシアのニパウイルス感染症発生事例

1997年、マレーシアに始まり、1999年に診断確定したニパウイルス感染症には次に示す疫学、防疫上の課題があり、新興疾病への迅速、的確な対応を考える上で今でも示唆に富んだものとなっている。

- ①オオコウモリ（フルーツバット）が保菌獣
- ②初発農家は、オオコウモリが飛来する果樹園の近くに所在
- ③ウイルスの農家への最初の侵入は1996年頃か
- ④感染豚は呼吸器症状を示し、その犬の鳴き声のような発咳から「Barking ill」と俗称（何か違う疾病が

あるということは認識か、死亡率が低かったことから関係者の関心は低かった模様)

- ⑤豚の移動により養豚農家間で拡散
- ⑥人の事例(257例,うち105例は死亡事例)は、初発が1997年で、当初日本脳炎ではないかとの認識。一方、日本脳炎のワクチン接種を受けた人でも発生があることも認識
- ⑦人の感染は養豚、と畜場の関係者に集中
- ⑧まん延防止のため約110万頭の豚を殺処分したが、殺処分手当に不満な豚の所有者が密かに豚を移動し、封じ込めに支障

5 ま と め

最後に、我々、獣医師が獣医師であるが故にいかなる特性を持っているかを、そしてそれ故に何をなすべきかを再確認して、筆をおくこととしたい。

(1) ワンヘルスに不可欠な獣医師の特性

我々、獣医師は、人獣共通感染症の主要感受性動物であるほ乳類、鳥類等を対象にした業務を担っており、ここに浮かび上がる次のことが、我々、獣医師がワンヘルスを支える重要な柱の一つとされる特性となっている。

- ①新興人獣共通感染症では、HPAIであれば家きん、野鳥が、ニパウイルス感染症であれば豚が、ヘンドラウイルス感染症であれば馬が、人への感染拡大に先行して感染し、病原体の動きをモニタリングする上で人にとっての「おとり動物」の役割を果たしており、ほ乳類、鳥類、は虫類、魚類等、多くの動物種と接触している獣医師は、これら動物の健康の異常を最初に認知する立場にあること
- ②獣医師は、例えば寄生虫の顎口虫の場合、終宿主(犬、猫等)→虫卵→第1中間宿主(ケンミジンコ)→第2中間宿主(ドジョウ、ウグイ等)→(待機宿主(ライギョ、ネズミ等))→終宿主(人に異所寄生すると皮膚顎口虫症を引き起こす。)の生活環に関する寄生虫学等を学んでいるように、まさにワンヘルスの概念を身につけていること
- ③獣医師は、畜産では約10万戸、ペットの世界ではイヌだけでも950万戸(ペットフード協会のデータ)を対象にした診療・飼養衛生管理(個体管理から群管理まで)から、人獣共通感染症の知識の普及と管理(狂犬病、レプトスピラ病等のワクチン接種等)、食肉検査等保健衛生、自然保護等々まで幅広い職域で、多岐にわたる活動をしていること

(2) 獣医師としてなすべきこと

我々、獣医師がワンヘルスの理念と獣医師の特性を十分に理解していても、常日頃、関係する動物のみを視野に入れて日々、防疫、診療等の業務に専念するとすれば、それは「動物(家畜)衛生」の域を出ていないこと

になる。それ故、ワンヘルスを更に構築していくため、我々、獣医師(家畜衛生の行政機関等を含む)は、①人獣共通感染症は、人、家畜、野生動物のいずれもが感染し、感染源になりうるものであり、かついずれが感染しても人は物心両面から影響を受けることになることを認識し、②医療関係組織(行政機関、試験研究機関、医師会等)、自然保護関係組織(行政機関、試験研究機関等)、動物園、猟友会等との連携を旨として情報の共有、対策の連動に努めつつ、家畜伝染病予防法等に基づき次の措置を適切に講じていくこと(家畜伝染病予防法の対象ではない動物と関係がある関係者には同様の措置を執るよう要請すること)が重要である。

- ①発生予防：国は海外悪性伝染病等の侵入防止のため、新たに2頭の検疫探知犬を導入し動物検疫所羽田空港支所において平成24年2月20日から探知活動を開始した。しかしながら、HPAIが野鳥等により侵入伝播すること等も考慮すれば、病原体を動物飼養施設の入り口でくい止め、家畜に暴露させないことが発生予防にとって最後の防衛線になることから、飼養現場における「飼養衛生管理基準」等の徹底を図ること
- ②早期発見：基本再生産数大きい感染症ほど短期間のうちに発生が幾何級数的に大きくなることから、なるべく早い段階で感染を発見することが重要である。平成22年の口蹄疫の反省から追加された「農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務」の指定症状にしてもこれが基本、最小限のものであることを認識するとともに、指定症状を明示することができない新疾病の届出義務を迅速かつ的確に果たせるよう、重大疾病、あるいは「既に知られている家畜の伝染性疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾病(新疾病)」が疑われる(何か変だと感じる)場合には、家畜保健衛生所等に通報すること
- ③迅速な初動：口蹄疫、HPAI等の特定家畜伝染病防疫指針については、発生時に備えた事前の準備、異常家畜の発見及び検査の依頼、病性判定時の措置等、基本的に他の感染症にも応用できる普遍性を有していることから、関係者共々、理解に努め、緊急時には即時対応を図ること
- ④微生物学、疫学の強化：発生予防、まん延防止にしても防疫措置は感受性動物、病原体、感染経路を対象にして実施されるものである。新興疾病が発生した場合、防疫の成否は基本的に病原体の特定、感受性動物の範囲や感染経路の解明、これらにより得られた基本情報に基づく防疫対策の構築にかかっていることから、基本情報にかかわる微生物学、疫学の強化を図ること